

再び阻まれたブラジル農地改革 —「農地改革局(SUPRA)の政令」を起点に—

橋 生 子

はじめに

近年ブラジルでは、軍政（1964-1985）を経験していない世代を中心に軍政待望の訴えがあらゆる機会に目撃される。同国近現代史では民主政治が行き詰ると軍部の政治介入を求める動きが繰り返し見られ、2016 年 8 月のルセフ（Dilma Vana Rousseff 1947-）前大統領（2011-2016）弾劾による罷免も保守派によるクーデタではないかと懸念される（橋 2017: 20-25）。保守層はルーラ（Luiz Inácio Lula da Silva 1945-）元大統領（2003-2010）から 13 年間続いた労働者党政権に嫌気がさしており、公式には背任を理由とする政権交代の真の目的は、開発政策の転換にあったのではないかという見方もある（小池 2017: 42）。

昇格したテメル（Michel Miguel Elias Temer Lulia 1940-）大統領（2016-）は憲法改正（2016 年 12 月）により以後 20 年間に渡る政府歳出の抑制を決めるなど、前政権までに実施されていた所得分配を伴う成長政策に終止符を打った。日本の 23 倍の面積を有する同国では、ごく少数の大土地所有者が農業・牧畜用地のほとんどを所有する構造が植民地時代より続いてきたが、後述するように民政移管（1985）後の各政権で農地改革が意欲的に実施されてきた。同改革の継続も現政権では危機的状況にある。

農地改革を例にとれば軍政は、農地改革を目的とする土地法（Estatuto da Terra）すなわち法律（Lei）第 4.504 号の制定（1964 年 11 月 30 日付）などから大土地所有制解体に取り組んだような印象を残した。とはいえ、集団で無断占拠した遊休地を自ら耕作することで土地を得ようとする「土地なし農民運動（MST: Movimento dos Trabalhadores Rurais Sem Terra）」の結成（1983 年）と急速な勢力拡大は、軍政による農

地改革失敗の証左であろう。同運動は一方で「全ての土地は生産活動に使用されなければならない」という 1988 年憲法の第 186 条に法的根拠が認められ、その他の方で警察や地主に雇われた私兵による強制排除のリスクを負うものであり、運動参加者の暗殺も度々報じられてきた。

1964 年に軍部が打倒したゴラール（João Belchior Marques Goulart 1919-1976）政権（1961-1964）は同国で初めて農地改革の即時実施を試みていた。1962 年に農地改革局（SUPRA: Superintendência de política agrária）を設立し、1964 年 3 月 13 日に改革の基本方針を定めた政令（Decreto）第 53.700 号を公布した。同政令は「農地改革局の政令」と呼ばれ周知されたものの、同月 31 日にクーデタが勃発し同改革も露と消えた。ここでは同政令を起点に同国の農地改革の変遷を辿る。

1. 農地改革の争点

本題に入る前に、1960 年代に最高潮に達したブラジル農地改革の争点を整理しておく。ラテンアメリカ諸国では、1910 年に始まったメキシコ革命による農地改革を皮切りに各国で大土地所有制の解体が試みられた。メキシコでは新土地制度であるエヒード制が導入されたが、ボリビアでは 1953 年に農地改革法が制定され人口密集地域で土地が再分配された（石井 2008: 10-15）。グアテマラでは 270 ヘクタール以上の大規模な未耕作地の収用と再分配が試みられたが、1954 年 6 月に米国 CIA の露骨な介入を伴うクーデタ勃発により頓挫した（同書 15-17）。

ブラジルでも 1950 年以降、農地改革が国家施策の優先項目に挙げられた。すでに農地改革に着手した州もあった。例えばリオ・グランデ

・ド・スル州では何らかの事情で土地を失った農家が 1960 年に「土地なし農家の運動 (MASTER: Movimento dos Agricultores Sem Terra)」を結成して前述の「土地なし農民運動 (MST)」の前身となった。ブリゾーラ (Leonel de Moura Brizola 1922-2004) 知事 (1959-1963) は 1962 年に政令を公布して同州で最も農業に適した地域に位置する広大なサランジ (Sarandi) 農園を収用し、「土地なし農家の運動」に分配するため複数の中小規模の土地に分割した。後の「土地なし農民運動 (MST)」創設者の一人であるステディレ (João Pedro Stédile 1953-) によれば、同州には多くのヨーロッパ移民が到達して 25 ~ 40 ヘクタール規模の土地に入植した経緯があり、農地の規模がそれ以上でもそれ以下でもなかったことが、より公正な社会の基盤を作っていた (Jornal do Comércio: インターネット資料)。

ヨーロッパ移民を多く受け入れた州が農地改革に着手したこと、連邦レヴェルでも農地改革実施が現実味を帯びてくる。同じ農地改革という用語でも、一方の貧農にとっては大規模遊休地の収用と分配を意味し、他方で地主らにとっては農業生産の機械化のみを意味した (石井 1972: 1)。すなわち大土地所有制解体に反対する勢力が、農業の機械化こそ「農地改革」であると主張しなければならない程、農地改革が同国でも喫緊の課題となっていく。

さて、当時の憲法 (1946 年憲法) は「公共の必要性もしくは利益、または社会的利益のために、事前かつ現金による適切な額の補償により収用される場合を除いて所有権は認められる。戦争や内乱等の緊急時には、公共の利益のために関係当局が特定の所有地を使用できるものとし、所有者への事後補償が認められる (第 II 章 141 条、第 16 項)」と定めていた。つまり平時に憲法に沿って農地改革を遂行する場合に、大土地所有者から遊休地を収用して再分配するならば、所有者に事前に現金で適切な額を補償しなければならないと規定していた。

それゆえ、1950 年代から 1960 年代にかけて農地改革が喫緊の課題となると、大土地所有者は未使用地でも補償目当てに土地所有権をます

ます主張した。また、より多くの土地を買い占めようとする投機的行為に出る資産家もいた (Smith 1970: 316)。1959 年 1 月のキューバ革命に衝撃を受けた米国のケネディ政権がラテンアメリカ諸国に向けて打ち出した「進歩のための同盟 (The Alliance for Progress)」政策が各国の農地改革を奨励するものであったこと、また同国経済が米国に大きく依存していたことは農地改革の実施を不可避とした。米国によるラテンアメリカ諸国向け借款や融資で 1961 年から 1968 年の期間に同国は地域全体の受領額の 29.2 % にあたる約 18 億 US ドルを受領した (Taffet 2007: 95-96)。

ブラジルでもメキシコのエヒード制のような国家による耕作権付与も検討されたが、リオ・グランデ・ド・スル州選出で最も強く大土地所有制解体を主張するフェラーリ (Fernando Ferrari 1921-1963) 連邦下院議員 (1951-1963) らを中心とした国会議員らは収用による分配を前提に分譲と賃貸の両方で検討した。収用に際してとりわけ現金による事前補償という規定を障害と見て、例えば特別公債発行による年賦の導入を提案した。また、ただ農地を分配するのではなく技術など支援する協同組合設立も検討した。すでに農地改革が実施されたボリビアなどで、土地分配後に融資や技術支援がなされなかつたためにかえって受益者が困窮してしまった例を鑑みれば、分配後のケアの必要性が認識されて当然であった。

1962 年に農地改革局を設立したゴラール大統領は、1953 年に提出されていた法案 (PL) 第 3406 号の審議に取り組み、収用の目的に適う社会的利益とは何かについて、それらは住居建設や農業協同組合などの設立・維持の他、輸送や灌漑、そして環境保全などであると規定する法律 (Lei) 第 4.132 号制定 (1962 年 9 月 10 日付) に至った。

以上のように実施すべき農地改革については、農業の機械化推進か、あるいは収用を伴う農地再分配実施かという大きく分けて二つの意見が鋭く対立していた。後者は、再分配に際して分譲ないし賃貸という選択肢の他、特別公債発行による年賦償還の導入、また土地分配後の

融資や技術支援などを提案するものだった。ゴラール政権は後者の農地改革を企図し、実施機関設立や法の整備を進めた。

2. 「農地改革局（SUPRA）の政令」

ゴラール大統領は 1964 年 3 月 13 日にリオデジャネイロ中央駅前広場で開かれた大規模集会に登壇し、観衆の前で「農地改革局の政令」に署名した。全 17 条から成る同政令の要点を拾って見ていく。

「農地改革局の政令」の概要

第 1 条によれば、農地改革局は国家道路計画 (Plano Rodoviário Nacional) あるいは国営連邦鉄道会社 (RFFSA: Rede Ferroviária Federal, Sociedade Anônima) ないし同子会社の資産である連邦道路と鉄道の半径 10 キロメートルに加えて灌漑や排水、そしてダム設置などで国が出资している土地と国有地について社会的利益のために収用する (第 1 条、単項)。

続いて第 2 条は、収用対象から除外される土地に言及するが、それらは (a) 500 ヘクタール以下の土地、および 30 ヘクタール以下の国有地、(b) 都市部・準都市部に位置する土地、(c) 居住者がいる土地、(d) 生産的に活用されている土地、(e) 国防・農牧業に利用されている土地、(f) 効果的に利用されている工業用地、(g) 連邦が鉱物資源を採取する土地などを指し、これらは収用対象から外される (第 2 条)。

以上の規定から、同政令では 500 ヘクタール以上の遊休地で潜在的に有効活用される資質のある農村部の土地だけが収用の対象となることが分かる。なお、道路と鉄道の半径 10 キロメートル範囲という方針から推測されるように、収用対象は辺境地ではなくすでに整備された土地を指している。

第 3 条によれば、農地改革局は収用と分配に加え、農業や牧畜業に適した場所でコロニーないし農業協同組合の設立および維持も司る (第 3 条)。収用地を農地改革局が 100 ヘクタール以下のロットに分割し、購入ないし賃貸のいす

れかの方法で他の不動産を所有していない農業経験者へと優先的に分配する (同条、第 2 項)。購入の場合は 20 年間の固定ローンで同額を年毎に支払うが、購入後 3 年目の最終日を初回返済期限とし、20 年目の最終日を最終返済期限とする (同項 b)。賃貸の場合には契約期間は最低でも 10 年を超なければならない、また、賃貸料は年率 6 % 以上値上げしてはならないとする (同項 c)。

第 3 条の規定はすなわち、受益者に対して、購入の場合に即座に支払い義務が生じる事態を防ぎながら、また賃貸でも特定の土地での長期間に渡る耕作を奨励している。耕作開始後に利益が見込まれるまでには当然ながら一定期間が必要とされるため、貧しい土地なき人々にとつて支払い猶予期間が約束されることの意義は大きい。また、小作農が権利を主張するのを避けるために地主により度々土地を追立てられてきた同国の慣習を鑑みれば、最低 10 年の賃貸契約という規定は非常に画期的な試みであったといえよう。

第 4 条以降は主に、農地改革局がどのような連邦政府機関と協力していくかが説明される。財政面で農地改革局は、財務省および国営協同信用銀行 (Banco Nacional de Crédito Cooperativo) と協力して農業組合を支援する (第 4 条から第 7 条)。また農地改革局はサンフランシスコ河開発委員会 (Comissão do Vale do São Francisco) や北東部開発庁 (Superintendência do Desenvolvimento do Nordeste)、そしてアマゾン経済評価計画庁 (Superintendência do Plano de Valorização Econômica da Amazônia) と連携する (第 8 条から第 11 条)。収用実施は人口密集地域の土地を優先する (第 12 条)。各州や連邦区、行政区と連携し (第 13 条)、収用に掛かる費用は農地改革局の国家予算より捻出され (第 14 条)、収用に際して必要であれば国防省に技術的支援を求める (第 15 条) ことなどが述べられている。

このように、人口密度の低いアマゾンや北東部方面の開発機関との連携を謳ってはいるものの、収用と再分配の舞台はあくまで人口がすでに密集する開発地域を念頭に置いていることが

分かる。

「農地改革局の政令」の主旨

以上で見たように、「農地改革局の政令」は他の政府機関と連携しながら国道および鉄道沿い半径 10 キロメートル範囲で 500 ヘクタール以上の遊休地を収用し、100 ヘクタール以下のロットに分割して土地なき人々に再分配することを基本方針として打ち出していた。

100 ヘクタールといえば、およそ東京ディズニーランドと東京ディズニーシーを合計した広さ（2018 年 8 月現在）に相当するので、その 5 倍にあたる 500 ヘクタール以上というのは広大な遊休地であるといえる。同国の農業規模では一般的に、10 ヘクタール以下は零細農家、10 ヘクタール以上で 100 ヘクタール以下は中規模農家、100 ヘクタール以上は大規模農家と呼ばれる。したがって同政令の主旨は、大規模な遊休地の収用と再分配を通じた中規模農家の育成にあつたといえる。

また同政令の背景に、1956 年以降の国道建設と自動車産業の興隆を指摘しておく。同国では 1934 年に連邦道の建設計画が始まったが、砂糖やコーヒーなどの一次産品を輸出港へ運ぶ鉄道建設にこそ重きが置かれる状況が長く続いた。1946 年にはジョパート (Maurício Joppert da Silva 1890-1985) 運輸・公共事業省長官 (1945-1946) の下に、鉄道から道路および空路へと開発計画転換を求める委員会が設置され、同委員会は 1951 年に新たな道路計画を提案したが連邦政府は承認に至らなかった。しかし、ついにクビシェッキ (Jucelino Kubitschek de Oliveira 1902-1976) 大統領 (1956-1961) が 1956 年に掲げた国家開発計画（「メタス計画」）により、新首都ブラジリア建設と遷都（1960 年）および国道の建設が推進され、外資導入によって国内向け自動車産業も活発化した。

他方、鉄道分野においては 1957 年に既述の国営連邦鉄道会社が設立され、北東部やサンパウロ、そしてリオデジャネイロおよび南部にて発展していた各地の路線が国営化された。

以上のような国家による道路建設活発化と鉄

道網掌握という時代背景を考慮すると、同政令のいう農地改革とは、国道・鉄道沿線地域の活用を主眼に置いた中規模農家育成計画であったことが理解できる。同政令は受益者に、年賦償還による土地購入ないし長期耕作権が約束される賃貸という二つの選択肢を認め、かつ分配後も農業組合設立と組合を通じた継続的な財政・技術支援の方針を打ち出していた。

3. 軍事政権による「農地改革」

1964 年 4 月 13 日にマジッリ (Pascoal Ranieli Mazzilli 1910-1975) 臨時大統領（1964 年 4 月 2 日-同年同月 15 日）が政令（Decreto）第 53.883 号を公布して「農地改革局の政令」を廃止した。同月 15 日にカステロ・ブランコ (Humberto de Alencar Castelo Branco 1897-1967) 将軍が大統領（1964- 1967）に就任し、冒頭で述べた通り同年 11 月に土地法を制定して収用を伴う農地改革路線を打ち出した。同法により、国が特別公債を用いて地主から収用すること、また公債と同額を最長 20 年の年賦償還にて土地購入することが可能となつた。長期年賦償還の採用は、ゴラール政権の「農地改革局の政令」の第 3 条第 2 項 b を踏襲しているように見える。

さらに 1965 年に農地改革局を廃止してブラジル農地改革院 (IBRA: Instituto Brasileiro de Reforma Agrária) と国立農村開発院 (INDA: Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrário) を設立した。

法や制度面ではカステロ・ブランコ政権はゴラール政権の企図した農地改革を受け継いだかのように見える。しかし収用と分配などを担当したブラジル農地改革院は、設立以降 4 年間で占拠者のうち 4000 家族に正式に土地取得させる仲介業務こそ担ったものの、計画的な収用と分配はおよそ実施しなかった（石井 1972: 5-6）。軍政下では、大規模農地の収用はほとんど実施されず、主として国有地・開拓地に借地農を入植させる方法が取られた（有水 1987: 16）。

とりわけ 1967 年に世界最大級の鉄の鉱床が発見されると、軍政は世界銀行などの融資が集まるアマゾン開発に注力した。メディシ (Emílio

Garrastazu Médici) 政権 (1969-1974) は「土地なき人を、人なき土地へ」をスローガンに農民のアマゾン入植を推進したが、そこでは一度森林が開墾されると日差しと豪雨で土地の養分が失われ急速に土壌が劣化することに加え、入植者はマラリアやデング熱などにも苦しんだ (ライト、ウォルフォード 2016: 64-66)。

さて、ブラジル農地改革院と国立農村開発院には業務の重複が多く、両機関は 1970 年に国立植民・農地改革院 (INCRA: Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária) に統廃合された。私有地・国有地の登記の不備で再測量に長い年月を要したことに加え、農地紛争と反政府活動が結びついたことから実施機関は混乱した (有水 1987: 16)。

国立植民・農地改革院の公式ウェブサイト (www.incra.gov.br/reforma_agraria) の統計「2016 年までに土地を取得した家族 (Familias Assentadas histórico até 2016)」によれば、同機関は 1970 年の設立以降 1994 年までに 5 万 8,317 家族に、1995 年以降 2016 年の間に 129 万 167 家族に農地を分配した。このように 1995 年を軸に二つに分けた期間の実績を比べると、農地分配は 1995 年まではほとんど実施されていなかったといえる。

なお、1970 年代の輸出向け農業生産促進とセラード開発、そして 1990 年代の経済自由化を背景に、同国は多国籍企業アグリビジネスによる穀物や大豆、食肉、オレンジなどの大規模生産地と化して農業の機械化が進んだが、土地の集中は改善されなかつた。農業生産の近代化は大土地所有者に有利に働き、零細農家が土地を手放さなければならない状況を生じさせるとともに、機械化が大農園における季節労働者の雇用を減少させたため土地なし農民の数が急増した (田村 2013: 264-265)。技術革新や機械化、そしてインフラ整備などにより農業生産を劇的に増加させる施策と同時に、開拓地・国有地への入植を斡旋する緩やかな農地分配を実施したのは、米国の圧力を緩和する効果があったからである (佐野 2013: 65)。

以上のように、軍政下では法が制定され実施機関も設置されて農地改革が進められるかのよ

うに見えたが運用は滞り、さらに農業生産における近代化の煽りを受けて農地改革はかえって停滞した。

4. 民政移管 (1985年) 後の農地改革

民政移管とともに、サルネイ (José Sarney de Araújo Costa 1930-) 大統領 (1985- 1990) は土地法 (既述) の施行を宣言し、同年 10 月に「農地改革全国計画」を発表したが、各地で地主対農業労働者および借地農が衝突し死者を出す大きな政治・社会問題へと発展した (有水 1987: 16)。地主側は資産防衛を意図した農村民主連合 (União Democrática Ruralista) を 1985 年に結成した。

1988 年に新たに制定された憲法の第 186 条で「全ての土地は生産活動に使用されなければならない」と規定されたことは既に述べたが、さらに法律 (Lei) 8.629 号の制定 (1993 年 2 月 25 日付) により、占有者が土地を連邦当局の定める水準で生産的に利用しているならば国立植民・農地改革院を通じて権利が譲渡され、元の所有者には政府から補償金が支払われることが定められた (佐野 2013: 66)。

1994 年のレアルプラン実施によりインフレ退治に成功した同国では所得格差は正が最大の政治課題となつた。カルドーゾ (Fernando Enrique Cardoso 1931-) 政権 (1995-2002) 以後の農業政策では家族農業の支援と農地改革の進展に重点が置かれた (佐野 2013: 67)。既に確認したように同国は農業生産は飛躍的に拡大したもの、少数の大規模農家に土地が集中する構造は解消されなかつたからである。

既述の通り、国立植民・農地改革院の統計によれば同機関の仲介による農地分配は 1995 年以降に、すなわちカルドーゾ政権以降の 3 つの政権において集中して実施された。

まず、カルドーゾ政権の 8 年間で 54 万 704 家族が土地を取得した。受益者は「土地なし農民運動 (MST)」参加者に限らないが、同運動参加者では 35 万家族が 2002 年までに所有権を取得した (ライト、ウォルフォード 2016: 97)。

次に 2003 年に「土地なし農民運動 (MST)」

を支持基盤の一つとして発足したルーラ政権は、党政権の 8 年間で 61 万 4088 家族に、加えて 2011 年からのルセフ政権の約 5 年間で 13 万 3689 家族へと、件数の差はありながらも同機関は継続して農地を分配した。ルーラ政権の下では主に中国向けの大豆や鉄鉱石などの輸出ブームによる好景気を背景に、所得分配を伴う成長政策として貧困層への条件付き現金給付制度や最低賃金引上げなどの社会政策が実施され、ルセフ政権も同じ開発モデルを踏襲したが社会支出拡大は財政を圧迫し、一次産品輸出ブーム終焉が政権運営を困難にした（小池 2017: 47）。政権運営の難しさは農地分配の低迷をもたらしたが、それでも分配は継続された。

なお、カルドーゾ政権以降は、より公正な社会を目指してとりわけ教育の普及・発展のための多様な施策が講じられたが、「土地なし農民運動（MST）」の参加者も土地問題に収斂せず、子どもから成人まであらゆる教育段階の公教育へのアクセスと教育の質の保証を求める活動を展開し、教育省の非識字撲滅キャンペーンなどにも協力して公教育の普及に貢献した（田村 2013: 268-270）。農地改革はより公正な社会を目指す他の社会政策と関連して推進されたといえよう。

しかし、冒頭で述べたようにルセフ大統領の弾劾（2016 年 8 月 31 日）による罷免を受けて成立した現テメル政権下で財政支出削減が進められ、あらゆる社会政策が中止された。弾劾裁判のため同年 5 月 12 日にはルセフ大統領の 180 日間に渡る職務停止とテメル副大統領による大統領代行が決定した。同日、同代行により省庁再編の一環として国立植民・農地改革院を管轄する農業開発省（Ministério do Desenvolvimento Agrário）が廃止され、社会開発・飢餓対策省（Ministério do Desenvolvimento Social e Combate à Fome）とともに社会開発省（Ministério do Desenvolvimento Social）へと統廃合された。統いて同月 27 日には大統領府官房に家族農業・農業開発特別事務局（Sead: Secretaria Especial de Agricultura Familiar e do Desenvolvimento Agrário da Casa Civil da Presidência da República）が設立され、国立植

民・農地改革院は大統領直轄に変更された。2017 年度は国立植民・農地改革院を通じて一家族にも農地は分配されず、また家族農業は予算ないしプログラムの廃止により信用貸し付けや投資を受けることが困難となって農地改革は再び暗礁に乗り上げた。

おわりに

ゴラール政権による国道・鉄道沿線地域の活用を軸に据えた中規模農家育成計画は 1964 年のクーデタにより露と消えた。軍事政権が入植斡旋したアマゾンは耕作に適さず、農地改革は停滞した。軍政は土地法制定などによりあたかも農地改革を実施したかのような印象を残したが、実際には大規模遊休地の収用を伴う農地改革はほとんど実行しなかった。それゆえ「土地なし農民運動（MST）」は命懸けの集団占拠運動を開始し、運動は急速に全土に広まった。

ついにカルドーゾ政権から農地改革が本格的に継続実施され、2016 年までに総計 134 万 8,484 家族が国立植民・農地改革院の仲介で土地を取得したものの、現テメル政権は 2017 年に一切農地を分配しなかった。「農地改革局の政令」を起点に考えると、ルセフ前大統領弾劾を機に農地改革はまたも阻害されたのである。

クーデタが疑われる政変で再び暗礁に乗り上げた農地改革が今後どのような展開を迎えるのかという点にも注意を払いながら、2018 年 10 月に実施が予定されている大統領選挙の動向を見守りたい。

【参考文献】

- アンガス・ライト、ウェンディー・ウォルフォード.
2016.『大地を受け継ぐ—土地なし農民運動と新しいブラジルをめざす苦闘』山本正三訳、二宮書店。原著 Angus Wright and Wendy Wolford, *To Inherit the Earth: The Landless Movement and the Struggle for a New Brazil* (Oakland, Calif: Food First Books, 2003).

有水博. 1987.「ブラジルの農地改革とサルネイ政権」
（『ラテン・アメリカ論集』第 21 号）、16-19 ペ

ージ。

石井章. 2008. 「ラテンアメリカ農地改革論」学術出版会。

石井陽一. 1972. 「ブラジルの農地改革と移植民事業」(『ラテン・アメリカ論集』第 6 号)、1-14 ページ。

小池洋一. 2017. 「ブラジルにおけるポスト労働者党政権の開発モデル」(『ラテンアメリカリポート 第 34 卷 1 号』)、42-56 ページ。

佐野留香. 2013. 「ブラジルの土地所有構造と土地制度—家族農業支援と外国による農地買占めの現状」(北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』調査研究報告書、アジア経済研究所)、54-79 ページ。

橋生子. 2017. 「ブラジルが患う『民主主義を守る』ためのクーデタという病」(『津田塾大学国際関係研究所報』、第 52 号)、20-25 ページ。

田村徳子. 2013. 「ブラジルにおける土地なし農民コミュニティに対する教育—土地なし農民運動(MST)に着目してー」(『京都大学大学院教育学研究科紀要』第 59 号)、263-275 ページ。

Smith, T. Lynn. 1970. *Studies of Latin American Societies* (NY: Anchor Books).

Taffet, Jeffrey F. 2007. *Foreign Aid as Foreign Policy: The Alliance for Progress in Latin America* (NY: Routledge).

[インターネット資料]

ブラジル運輸省 公式ウェブサイト 「ブラジル運輸の略史」

<http://www.transportes.gov.br/conteudo/136-transportes-no-brasil-sintese-historica.html#republica>

(最終アクセス日: 2018 年 8 月 20 日)

ブラジル国立植民・農地改革院 公式ウェブサイト
アーカイブ 「農地改革の数字」

<http://www.incra.gov.br/reforma-agraria/questao-agraria/re>

forma-agraria

(最終アクセス日: 2018 年 8 月 20 日)

Jornal do Comércio, Porto Alegre. 04/25/2011

<https://www.jornaldocomercio.com/site/noticia.php?codn=60383>

(最終アクセス日: 2018 年 7 月 24 日)

(橋生子・本研究所研究員)